

木造家屋建築工事業における 労働災害防止講習会

令和8年6月1日

秋田労働基準監督署

安全衛生課 佐々木貴規

木造家屋建築工事業の 労働災害発生状況等

1

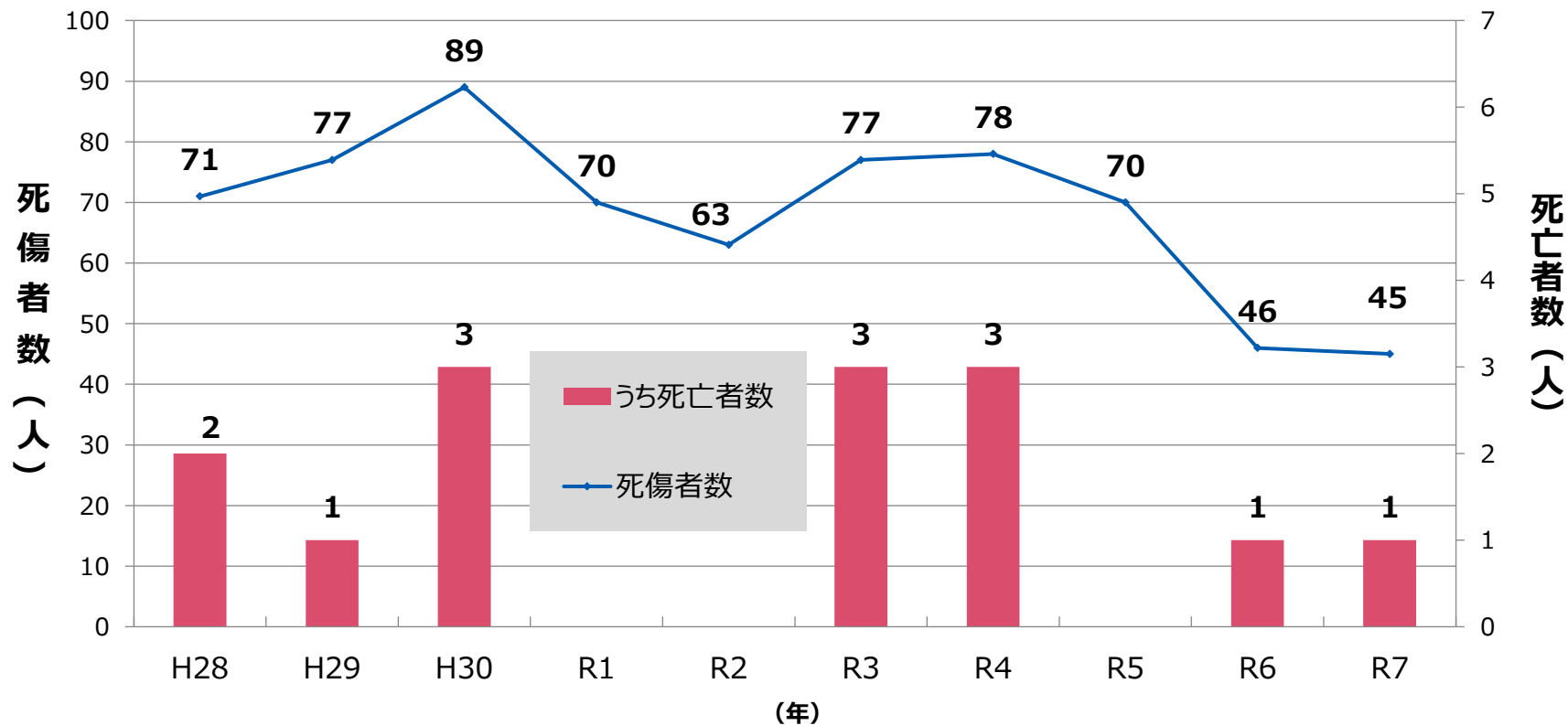
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

木造家屋建築工事業の労働災害の推移

(平成28年～令和7年) ※新型コロナウイルス感染症によるものを除く



※休業4日以上労働災害による死傷者

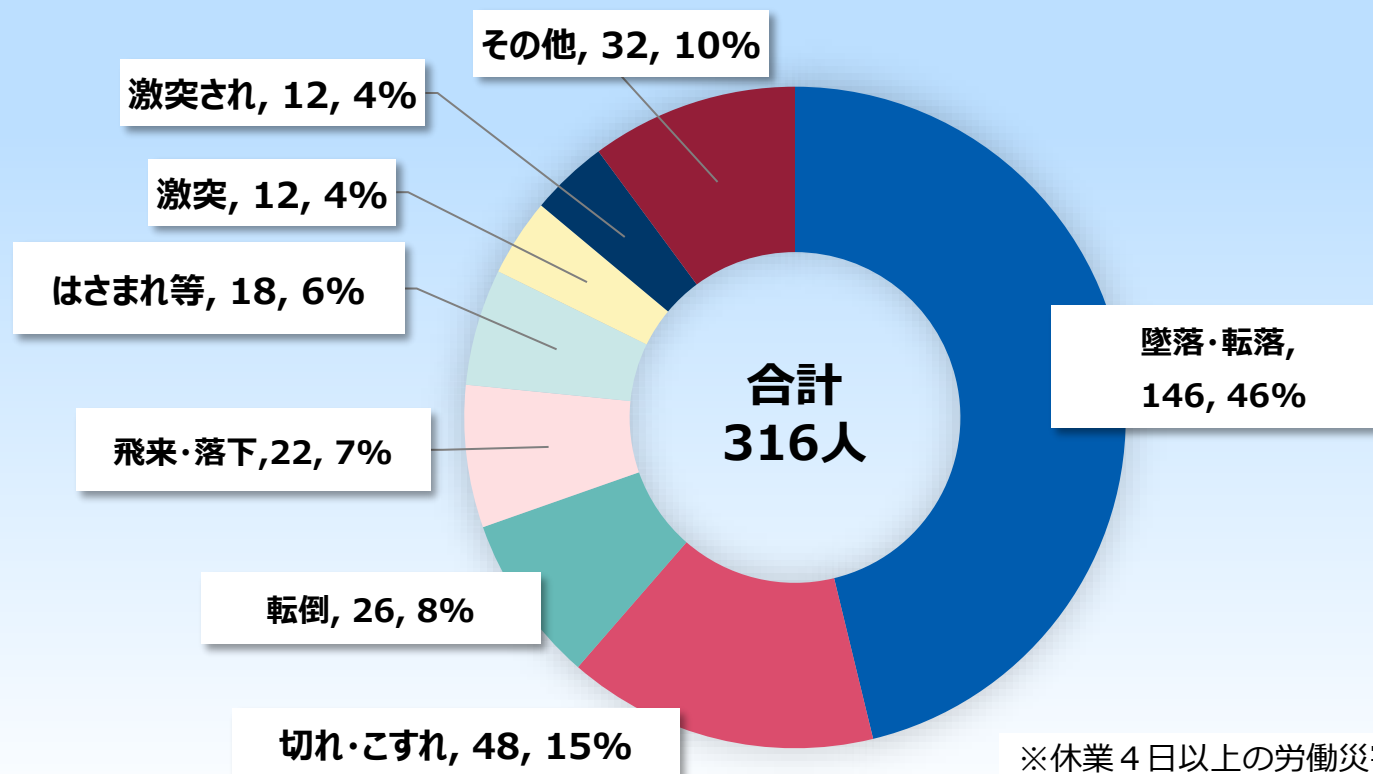
木建の災害特徴①

- 休業4日以上労働災害は令和5年以降、3年連続で減少しており、令和6年、7年は50件を下回る。
- 死亡災害は過去10年間で14件発生しており、令和7年も1件発生。

事故の型別労働災害発生状況

(令和3年～令和7年) ※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

事故の型別



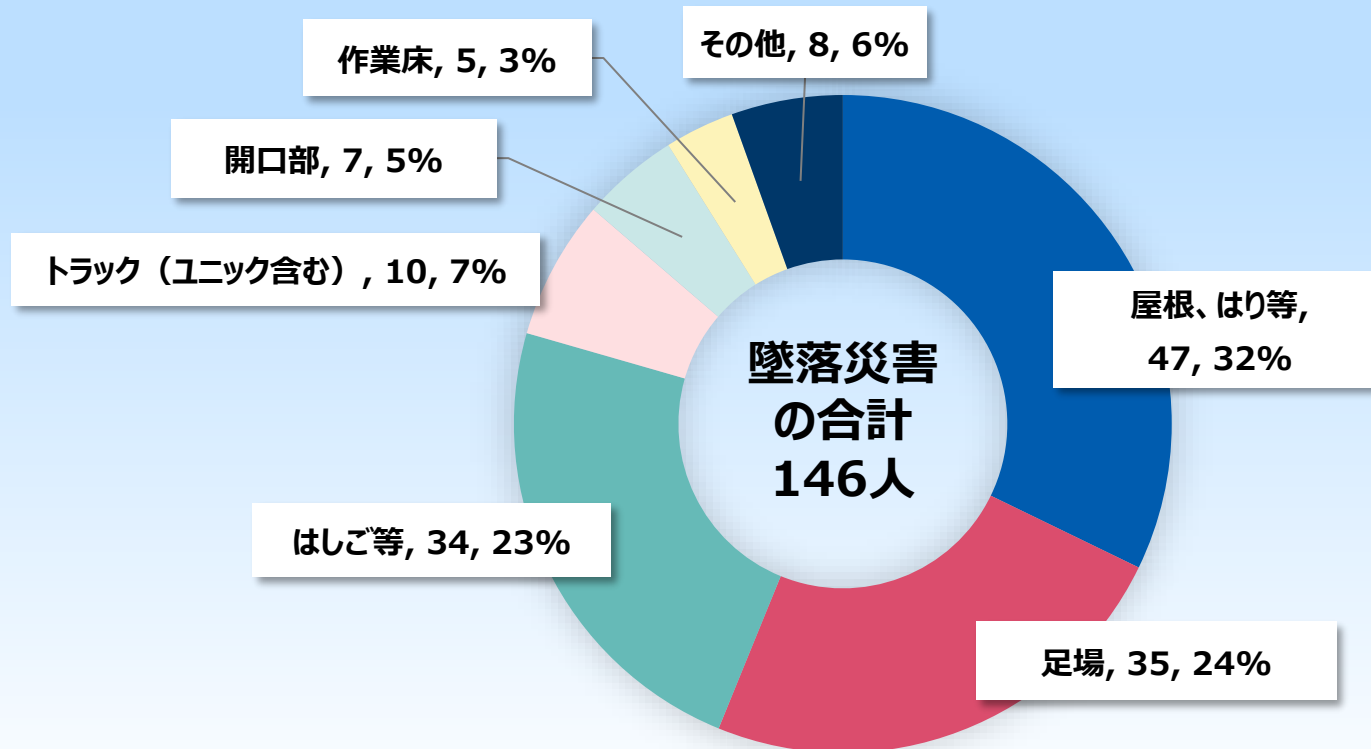
木建の災害特徴②

- 事故の型別では墜落災害が最も多く、全体の約半数（46%）を占める。
- 次いで、切れ・こすれが多く、全体の15%を占める。

墜落災害の起因物別労働災害発生状況

(令和3年～令和7年)

墜落災害の発生場所



※休業4日以上の労働災害による死傷者

木建の災害特徴③

- 墜落・転落災害は屋根等、足場、はしご等の順に多く発生しており、これらの墜落災害が約8割（79%）を占める。

建設業の労働災害発生状況（令和8年4月末）

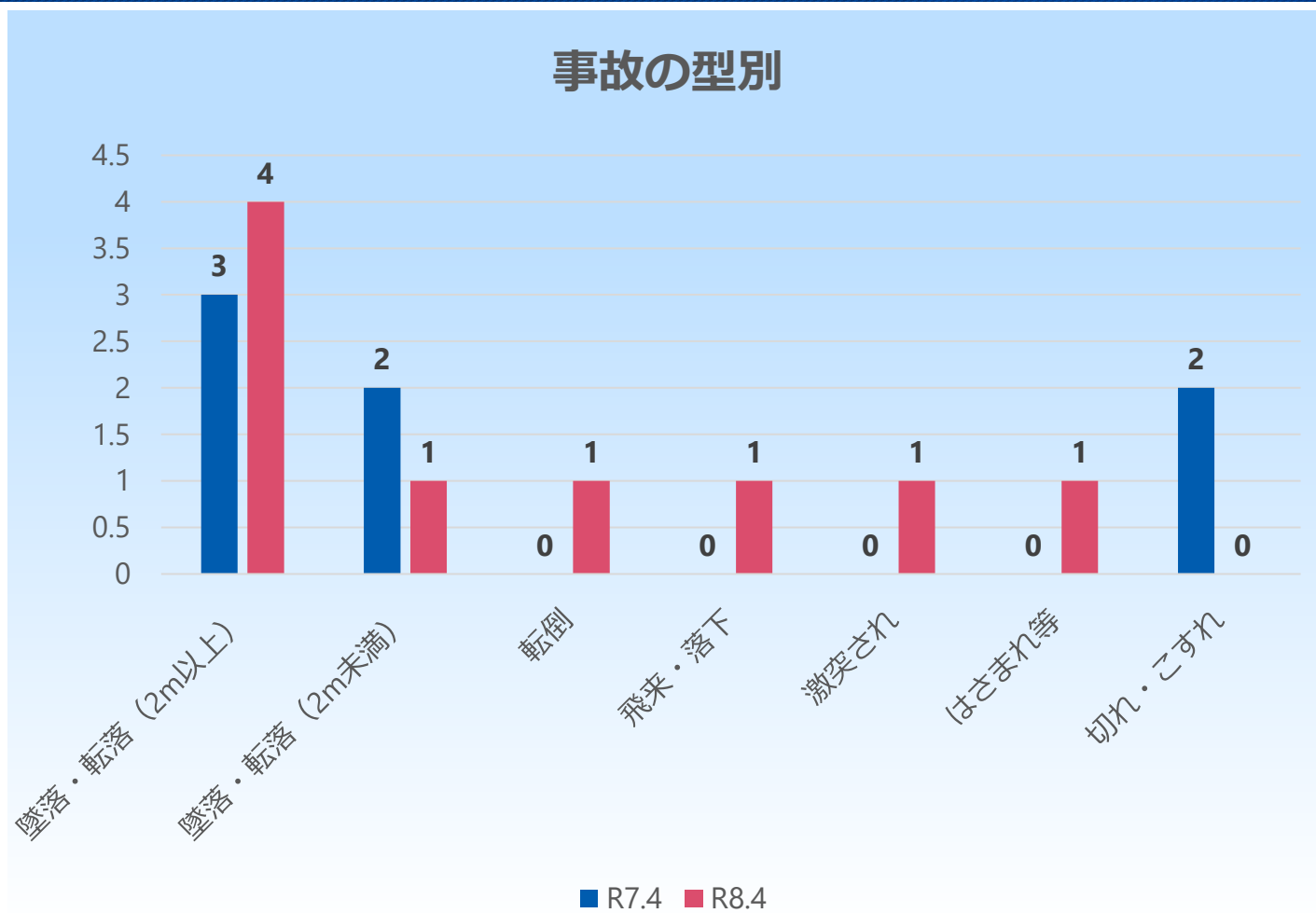
※新型コロナウイルス感染症によるものを除く

年別 業種別	令和7年4月末		令和8年4月末		前年増減	
	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上		
全産業	5	322	3	364	+42	+13.0%
建設業	3	55	2	50	-5	-9.1%
土木工事業	3	23	2	20	-3	-13.0%
建築工事業	0	21	0	20	-1	-4.8%
鉄骨鉄筋	0	6	0	5	-1	-16.7%
木造建築	0	7	0	9	+2	+28.6%
その他の建設	0	11	0	10	-1	-9.1%

※労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計したものの。

事故の型別災害発生状況の比較

※新型コロナウイルス感染症によるものを除く



木建の災害特徴④

- 令和7年と比較して、令和8年は2 m以上の箇所からの墜落・転落災害が増えている。

木造家屋建築工事業における死亡災害事例

(令和3年～令和7年)

令和3年

番号	署別	発生月	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	大曲	7月	60歳代	感電	送配電線等	個人住宅の軒の補修工事において、被災者が破損した軒を足場上で補修する作業中、足場上にあった電柱から住宅へつながる引き込み線（電線）をくぐり抜けようとした際に、引き込み線の配線の被覆が剥がれていた個所に首が接触したことにより感電したものと推定される。
2	横手	9月	70歳代	交通事故	トラック	被災者は、作業現場で発生した廃材を産廃処理場へ軽トラックで運搬・積み下ろしした後、作業現場に戻るため道路上を走行し交差点（信号有）を右折したところ、直進してきた対向車（軽乗用車）と衝突した。
3	能代	12月	70歳代	墜落、転落	足場	被災者は、社会福祉施設1階の軒天井を改修するために設けた足場の作業床上（高さ1.9m）もしくは、足場の昇降設備上から、コンクリート地面に墜落し頭部を強打したものと推定される（災害発生時は保護帽未着用。）。

木造家屋建築工事における死亡災害事例②

(令和3年～令和7年)

令和4年

番号	署別	発生日	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	大曲	7月	70歳代	墜落、転落	はしご	作業小屋の屋根の修理箇所を事前に確認するため、軒先に二連はしごをかけ、同僚がその下部を押さえ、被災者がはしごをのぼり下部から上部に移動したところ、上下連結部分のロック金具が外れていたため、はしごの上部が下方にスライドし、被災者が地面に墜落した。
2	大館	8月	70歳代	墜落、転落	足場	住宅の外壁等塗装工事において、一側足場上で二階の窓の養生作業を行っていたところ、約4.6m下のアスファルト舗装地面に墜落した。
3	秋田	10月	70歳代	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	工場の屋根改修工事において、屋根の端で、手工具を用いて既存の屋根の下に新しい屋根材を押し込む作業を行っていたところ、バランスをくずし、コンクリート地面に墜落した。

木造家屋建築工事における死亡災害事例②

(令和3年～令和7年)

令和6年

番号	署別	発生月	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	大館	6月	70歳代	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	建て方作業において、被災者は梁上に仮置きされた母屋材を運ぶため、母屋材に向かって梁上を移動していたところ、バランスを崩して約3.4m下の土間コンクリートに墜落した。被災者はヘルメットを着用していたが、墜落防止措置は講じていなかった。

令和7年

番号	署別	発生月	年齢	事故の型	起因物	発生状況
1	秋田	8月	40歳代	墜落、転落	足場	住宅の屋根、外壁の塗装工事において、屋根の破風部分を塗装するため足場の端部からメッシュシートを外して身を乗り出すようにして塗装していたところ、約6メートル下の地面に墜落した。。

はしご・脚立からの墜落・転落防止

移動はしご

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!



しっかり固定!

75°

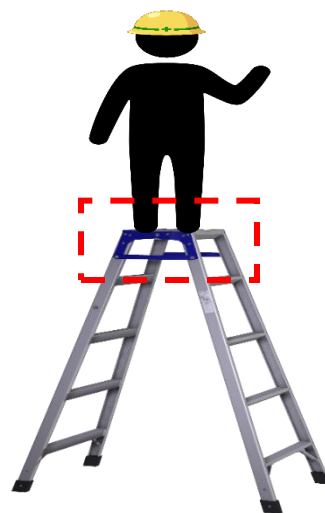
滑り止め

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75° 立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
防止協会編

脚立



- 身体のバランスを崩しやすい脚立の使い方をしないこと。
→荷物を持ったの昇降、またがって使用、天板に乗る、身体を乗り出す等
- 「墜落時保護用」のヘルメットを着用すること。
- 「閉じ止め金具（脚立の脚が不意に開閉することを防止するための金具）」を必ず使用すること。

足元の高さが2 m以上の箇所で作業する場合、墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないか事前に検討をお願いします。

保護帽（ヘルメット）の着用

ヘルメットの
着用ポイント

必ず保護帽を着用！



特に**1**と**3**を忘れずに！
(死亡災害時によく見られた、
忘れやすいポイントです)

着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 要チェック！

ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

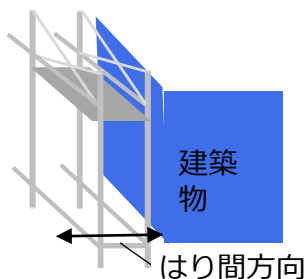
3 参考

あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが着脱しにくくなります！

足場からの墜落防止措置の強化

1 幅1m以上の箇所における原則本足場の使用

- 1メートル以上の幅(※足場を使用する建築物等の外
面を起点とした**はり間方向の水平距離**)を確保できる
場合は、原則として本足場を使用す
ること。ただし、①つり足場を使用
するとき、②障害物の存在その他の
足場を使用する場所の状況により本
足場を使用することが困難なときは、
一側足場の使用が可能。



2 足場の点検をする前に点検実施者を指名

- 足場(つり足場を含む。)の作業開始前や組立完了
後等に行う点検について、点検者をあらかじめ指名す
ること。

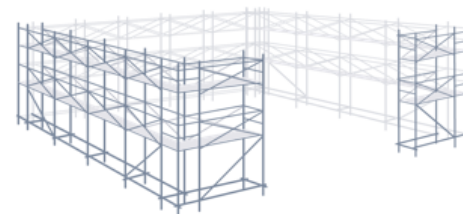
- 点検者の指名方法例
→書面のほか、口頭、メール、電話等

3 点検者の氏名を点検表へ記録及び点検表の保存

- 点検の結果や修繕内容等に加えて点検者の氏名を記録
すること。
- 保存期間は元請がすべての工事が終了するまでの間、
下請が請け負った仕事を終了するまでの間。

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日(一部規定は令和6年4月1日)から順次施行します。

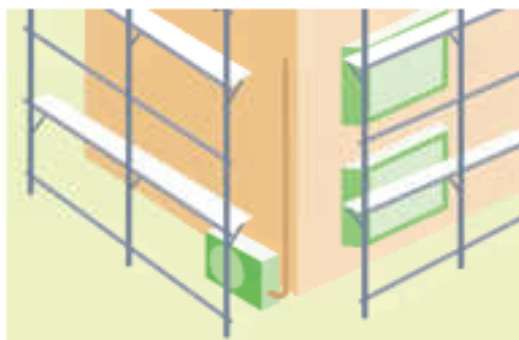
改正のあらまし

- ① 一側足場の使用論議が明確化されます**
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
 - ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります**
事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
 - ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります**
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。
- また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

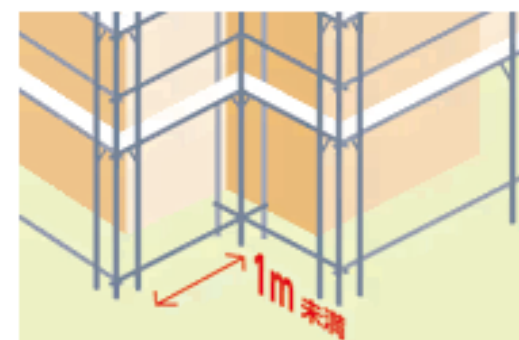
足場からの墜落防止措置の強化

● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる時



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

足場の各種点検

「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用しましょう！

①くさび緊結式足場用

点検の内容例 □ - くさび緊結式足場用 -

点検事項	点検項目の□内内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか。 ②床材は変形したり、損傷していないか。 ③床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか。 ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か。 ⑤床材は建地との間に隙間をつくらぬよう設置されているか。 ⑥.....
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか。 ②建地は、受け止めのピン等で確実に接続されているか。 ③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか。 ④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか。 ⑤建地、布、腕木の取付部に緩みはないか。 ⑥.....
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか。 ②継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか。 ③.....
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は計画通りか。 ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか。 ③手すりの高さは85(90)センチメートル以上か。 ④中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か。 ⑤表面に手すり及び中さんは設置されているか。 ⑥.....
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか。 ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか。 ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか。 ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか。 ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか。 ⑥.....
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根からみ、敷板、敷角の設置は計画通りか。 ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか。 ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか。 ④根からみは所定の位置にクランプで緊結されているか。 ⑤.....
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①筋かい、控え、壁つなぎ等の取付状態は計画通りか。 ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか。 ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか。 ④控えはクランプで緊結されているか。 ⑤.....
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか。 ②.....
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※ ①は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

- はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合。
- はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合。
また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管足場の部材で、平成27年7月1日現在にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

②わく組足場用

点検の内容例 □ - わく組足場用 -

別表。

点検事項	点検項目の□内内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか。 ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか。 ③つがみ金具の外れ止めは確実にロックされているか。 ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か。 ⑤床付き布わくは建わくに隙間なく設置されているか。 ⑥.....
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか。 ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか。 ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか。 ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか。 ⑤.....
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか。 ②継手金具(ジョイント、アームロック)に損傷、腐食はないか。 ③.....
4 足場用墜落防止設備の取外し及び取外し脱落の有無	①交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか。 ②交さ筋かいは、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の脱落はないか。 ③交さ筋かいはピンは確実にロックされているか。 ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか。 ⑤表面に手すり及び中さんは設置されているか。 ⑥.....
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか。 ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか。 ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか。 ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか。 ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか。 ⑥.....
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根からみ、敷板、敷角の設置は計画通りか。 ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか。 ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか。 ④根からみは所定の位置にクランプで緊結されているか。 ⑤.....
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	①交さ筋かい、控え、壁つなぎ等の取付状態は計画通りか。 ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか。 ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか。 ④控えはクランプで緊結されているか。 ⑤.....
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建わく、布わく、交さ筋かいは変形、損傷はないか。 ②.....
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※ ①は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

- はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合。
- はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合。

木造家屋建築工事現場における墜落・転落防止

STOP!墜落・転落災害

県内の木造家屋建築工事現場において墜落・転落による重篤な労働災害が多発しています。

秋田労働局 安全衛生



無料でダウンロード
できます！

★ 墜落制止用器具は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！

★ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

足場からの墜落・転落防止

足場からの墜落・転落防止対策

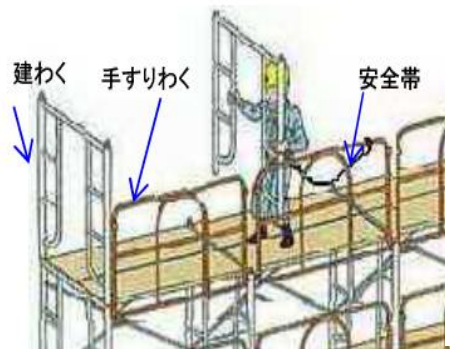
【基本的な対策】

- 開口部や妻面、足場と躯体との隙間の墜落危険箇所には手すり、囲い、渡り等を設置すること。
- 足場設置後、使用前等における足場の点検を確実にすること。
- 作業の必要のため、手すりを取り外したときは、作業後必ず元に戻すこと。
- 屋根上や高所の作業がある場合には、足場を設置したとしても、より安全のため要求性能墜落制止用器具の使用徹底を図ること。（二丁掛フルハーネスの使用を推奨。）

【手すり先行工法】

- ・ 足場の組立及び解体作業時、作業床の最上層に常に手すりがあある工法。
- ・ 足場最上層からの墜落防止効果が高く、働きやすい安心感のある足場。

【手すり先行工法】 手すりに安全帯を取り付ける



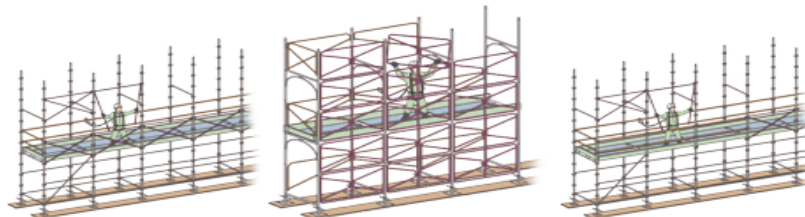
手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の普及・定着に向けて

足場からの墜落・転落災害を防止するためには、足場上の通常作業での対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な対策を講じることが重要です。

手すり先行工法は足場の組立・解体時の最上層からの墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。

本リーフレットでは、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（令和5年12月改正）に定める、手すり先行工法を導入するにあたって必要な措置等を紹介しています。



改正のポイント

- 1 くさび緊結式足場についての作業上の留意点の追加**
近年足場の主流となっているくさび緊結式足場について、構造上の留意事項等、手すり先行工法採用時の留意点を追加しました。
- 2 近年の法令改正の内容を反映**
フルハーネス型墜落制止用器具の使用や、足場の安全点検による点検者の指名、一側足場の使用範囲の明確化等の建設業に関する近年の安全衛生法令の改正事項を反映しました。
- 3 足場の部材に関する最新の技術基準を反映**
縦綱機材、安全ネット等、足場の部材の最新の技術基準を反映しました。

足場の設置を必要とする建設工事では、手すり先行工法を積極的に採用するとともに、働きやすい安心感のある足場を使用し、足場からの墜落等を防止しましょう！

ガイドラインは厚生労働省ウェブサイトで開催→



2

労働安全衛生法及び作業環境測定 法等の改正について

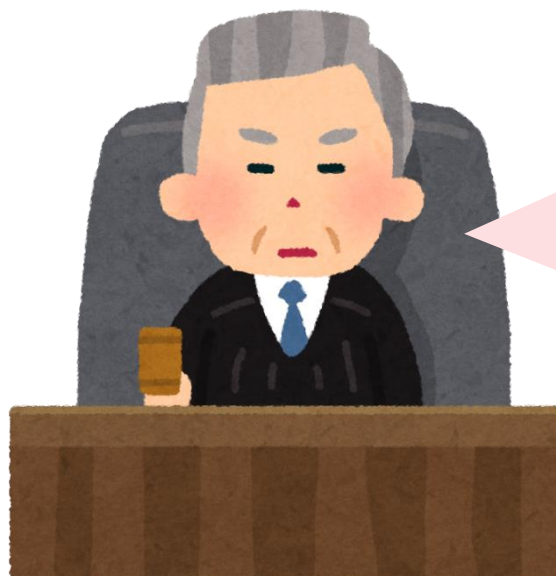
ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

令和3年5月 建設アスベスト訴訟



労働安全衛生法第22条は、労働者だけでなく、同じ作業場所で作業する個人事業者・警備員・搬入業者等も含まれます！



① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

(1) 労働安全衛生法第22条（有害業務）に対する個人事業者等の保護措置が義務化 関係省令の改正 R5.4.1 施行

○保護具着用の周知



○有害作業場所への立入禁止



立入禁止

(2) 労働安全衛生法第20条（機械設備等）・21条（危険な業務）に対する個人事業者等の保護措置が義務化 関係省令の改正 R7.4.1施行

○運転席以外への搭乗禁止



○悪天候時作業禁止



① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

○立入禁止、喫煙等禁止



労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること。（労働安全衛生規則第585条第1項等）

○退避



作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること。（有機溶剤中毒予防規則第27条第1項等）

○有害性等の掲示



化学物質の有害性等の掲示は、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること。（有機溶剤中毒予防規則第24条第1項等）

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

施工方法や後期に追加して作業方法や納期等も追加

(1) 注文者等の配慮 **R7.5.14施行**

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 **R8.4.1施行**

(特定) 元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

(3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け R9.4.1施行

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

① 個人事業者等の安全衛生対策の推進

○個人事業者等の業務上の災害の把握等

1 報告対象・報告時期

休業4日以上¹の死傷災害（脳心・精神事案は別途措置。）について、労働基準監督署に遅滞なく報告

2 報告主体

・個人事業者等が死亡した場合等は、「**特定注文者**」等（※）が労働基準監督署に報告

※「**特定注文者**」とは、「個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの」をいう。「**特定注文者**」が存在しない場合には、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「**災害発生場所管理事業者**」という。）が労働基準監督署に報告。

・個人事業者等が災害発生²の事実を伝達・報告することが可能な場合は、「個人事業者等」が「**特定注文者**」等に報告し、報告を受けた「**特定注文者**」等が監督署に報告

・個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合は、上記にかかわらず所属企業が監督署に報告

※個人事業者等本人や個人事業者等が加入している業種・職種別団体から監督署への情報提供も可能

3 報告事項

・発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報（氏名、年齢、性別、業種等）、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

4 その他

・個人事業者等が「**特定注文者**」等に報告したことを理由とする**特定注文者等による不利益取扱いの禁止**

・脳・心臓疾患及び精神障害に関しては、災害報告とは別に、個人事業者等自身が労働基準監督署に報告できる（報告事項には、上記3に加え、「**発症と関連のある情報**」も含む。）

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1抜粋

報告義務
(罰則なし)



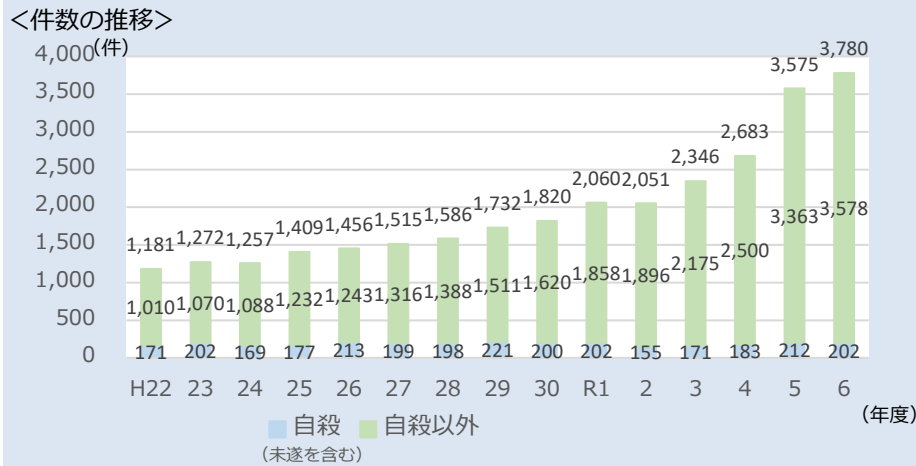
被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者	
休業4日以上 の死傷災害	特定注文者が把握した場合に報告	○	○		労働基準 監督署
	特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能	○			
災害発生 の事実を伝達 することが 可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告	○	○		労働基準 監督署
	特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告	○		○	
	特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供	○			
休業4日未満 等報告義務対 象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能	○			労働基準 監督署

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

② 職場のメンタルヘルス対策の推進 (令和7年版過労死白書抜粋)

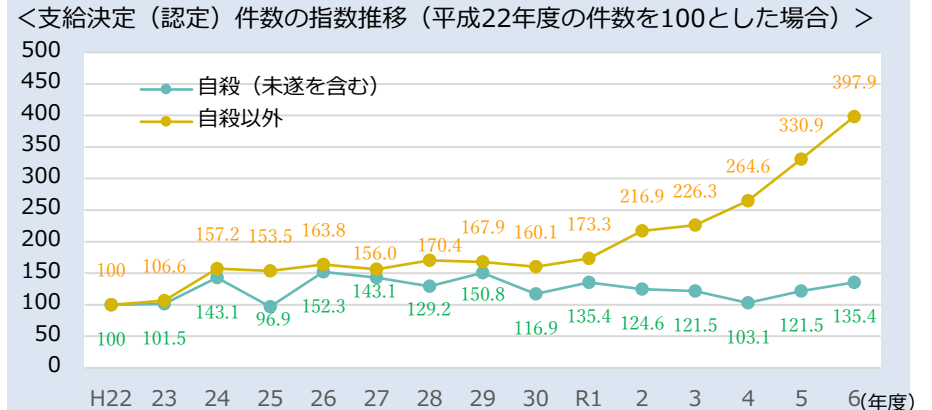
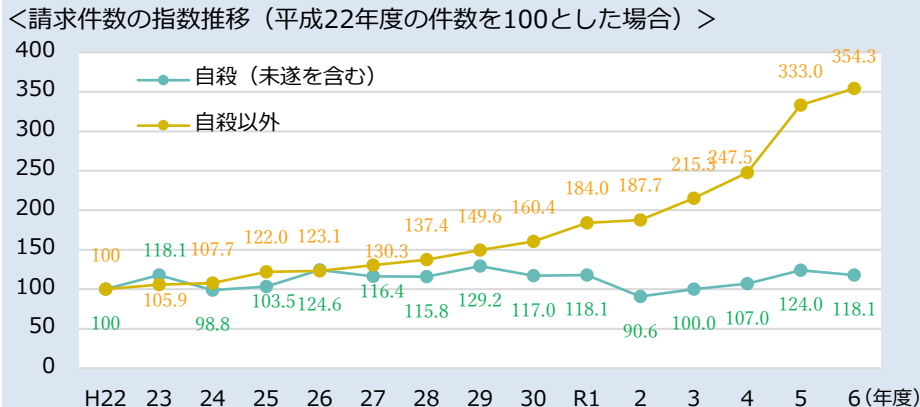
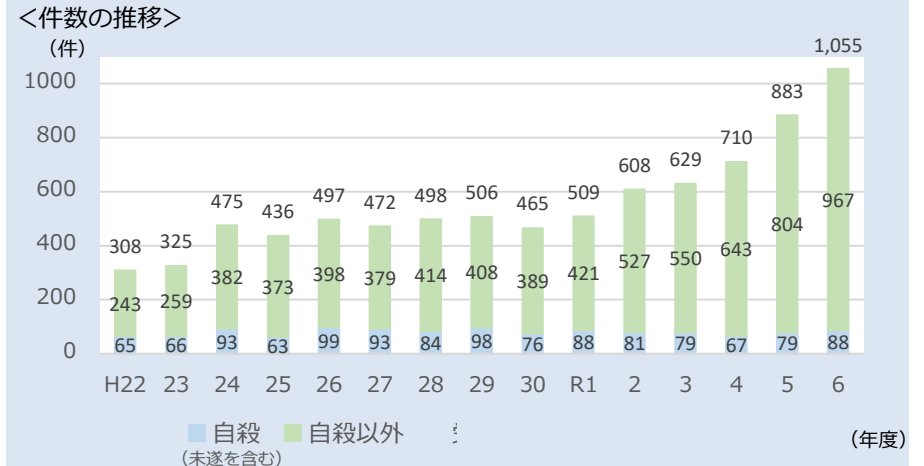
- 精神障害事案の労災保険給付の請求件数は年々増加し続けており、特に令和5年度に大きく増加している。
- 内訳を見ると、「自殺以外」は年々増加し、平成22年度の約3.5倍となっている一方、「自殺（未遂を含む）」はおおむね横ばいないし微増である。

1 労災請求件数の推移



2 労災支給決定（認定）件数の推移

(資料出所) 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」を基に作成

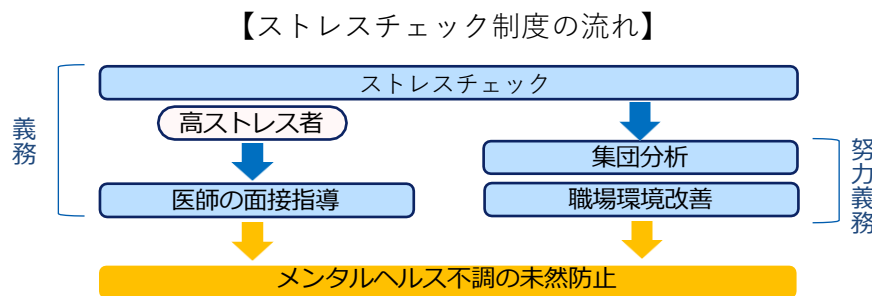


② 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター（地さんぽ）の体制拡充などの支援を進めていきます。



② 職場のメンタルヘルス対策の推進

支援はすべて無料です

メンタルヘルス対策に関する取組は事業場の重要な課題です。
秋田産業保健総合支援センターでは、産業カウンセラーや保健師、看護師、社会保険労務士などのスタッフ（メンタルヘルス対策・両立支援促進員）が、事業場のメンタルヘルス対策を支援します。

事業場のメンタルヘルス対策 を応援します

WEB対応可能

※利用方法のマニュアルを用意しております。



1 初歩からの支援

メンタルヘルス対策って何からは始めるのか、「心の健康づくり計画」ってどのようにつくるのか、ストレスチェックはどのように導入するのかなどメンタルヘルス対策の入口から事業場のニーズに合わせて個別に対応します。

2 教育研修の実施

管理監督者向け研修（1回/年）、新入社員など若手従業員向け研修（1回/年）、一般従業員向けのセルフケア研修や安全衛生委員会向けの研修を実施します。



- メンタルヘルス対策に困ったら...（心理職・保健師・社会保険労務士など専門家による個別審支援）
- メンタルヘルス対策に関する新入社員研修
- メンタルヘルス対策に関する管理監督者研修
- メンタルヘルス対策に関する社員研修
- 心の健康づくり計画の作成支援
- 個別具体的な相談への対応

【秋田産業保健総合支援センター】を活用
しましょう **TEL：018-884-7771**

<参考> 改正安衛法等セミナーの開催について

改

正

安

衛

法

等

セ

ミ

ナ

ー

受講
無料

法律を「知る」から「活かす」へ！



秋田労働局と秋田産保センターによる月1回の法律セミナー！
最新情報の習得で、確かな法令理解と実務対応へ。
7月以外はZoomによるオンラインセミナー。都合の良い時！繰り返しでも。

- ・ 秋田労働局と秋田産業保健総合支援センターの共催
- ・ Zoomによるオンラインセミナー
- ・ 参加は無料

3

建築物、工作物の解体・改修 工事における石綿事前調査等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

石綿健康障害の防止

建築物・工作物の解体・改修工事

- ・ 工事対象となるすべての部材について、石綿含有の有無を設計図書と目視により事前調査を行うこと。
- ・ 事前調査は有資格者が行うこと。
- ・ **令和8年1月1日以降着工の工事から工作物（ボイラー等）の事前調査についても、有資格者（工作物石綿事前調査者等）が行う必要があります。**

（詳細は右下のQRコードから確認できます）

- ・ 事前調査結果を現場に備え付けて掲示すること。
- ・ 作業の実施状況を写真等で記録すること。



工作物の事前調査について

【事前調査の結果報告が必要な工事】

- ・ 建築物の床面積 80m² 以上の解体工事
- ・ 請負金額税込100万円以上の改修工事
- ・ 請負金額税込100万円以上の工作物の解体又は改修工事

※上記に該当する場合は、事前調査の結果(石綿の有無)に関わらず建設現場を管轄する労働基準監督署へ報告が必要。

- ・ 発注業者に解体又は改修を行う建築物等に係る石綿等の使用状況を確認できる資料があれば情報提供を受けてください。

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者（元請事業者）の皆さまへ

石綿（アスベスト）の事前調査は 施工業者（元請事業者）が 必ず行う必要があります！

有資格者による事前調査

石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの調査（事前調査）は、「建築物」の工事（新築以外）を行う前に、有資格者に行わせる必要があります。

4.3.4 事前調査を実施する者 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散測定防止対策徹底マニュアル」93～95P



「工作物」の工事の事前調査は令和8年1月1日以降着工の工事から有資格者に行わせる必要があります。

石綿総合情報ポータルサイト
工作物石綿事前調査者参照 →



事前調査結果の報告

一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して事前調査結果等を報告する必要があります。

パソコン・
スマホから
24時間報告
可能

調査結果のほか、作業主任者の氏名や石綿ばく露防止措置等も報告が必要な場合があります。

4.3.7 都道府県等、労働基準監督署への報告 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散測定防止対策徹底マニュアル」101～103P



事前調査結果の保存

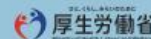
事前調査の記録等を作成し、記録の写しを除去等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後も3年間保存する必要があります。

4.3.5 事前調査の記録等の作成、備え付け及び保存 参照 →

※「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散測定防止対策徹底マニュアル」95～98P



「石綿総合情報ポータルサイト」もご覧ください！



都道府県労働局・労働基準監督署

建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な情報、各種マニュアル、石綿障害予防規程の概要、事前調査者の資格を取得するための講習会情報、関係行政機関のリンク先情報等、事業者・作業員・発注者や住民の皆さまに向けた様々な情報を掲載しております。

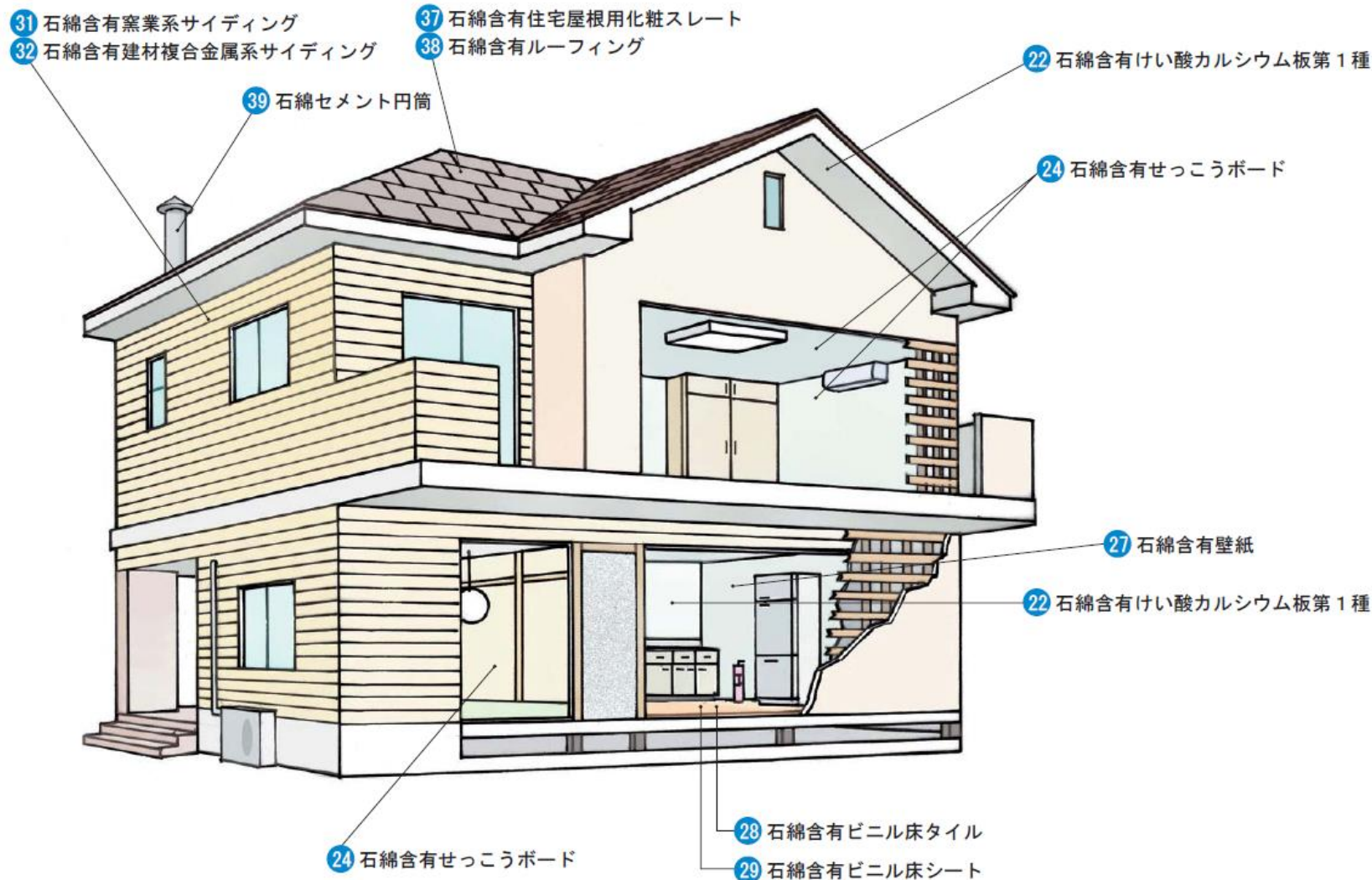


石綿総合情報ポータルサイト 検索

<参考> アスベスト建材の使用部位例

<戸建て住宅>

※国土交通省の「目で見えるアスベスト建材」より抜粋



<参考> アスベスト建材の使用部位例

22. 石綿含有けい酸カルシウム板第1種



<主な使用部位と用途>

- ・一般建築物の天井材、壁材として使用されている
- ・外装では、軒天井材とその関連部材、準防火地域での軒裏などに使用されている

<特徴>

- ・軽量で耐火性、断熱性に優れている

24. 石綿含有せっこうボード



<主な使用部位と用途>

- ・事務所、病院、公共施設などの天井に多く使用されている
- ・住宅の場合は、洗面所や台所の天井に使用されている

<参考> アスベスト建材の使用部位例

27. 石綿含有壁紙



28. 石綿含有ビニル床タイル



<主な使用部位と用途>

- ・石綿を含有するアスベスト紙に表面化粧をした壁紙で、すべて不燃材料として出荷されていた
- ・湿式方式の壁に比べて、修繕、張替えが容易にでき、内装制限が適用されるオフィスビルの廊下、スポーツ施設、商業施設、地下街などを中心に使用されていた

<主な使用部位と用途>

- ・事務所、病院、公共施設などの床に多く使用されている
- ・住宅の場合は、洗面所や台所の床に使用されている

<参考> アスベスト建材の使用部位例

29. 石綿含有ビニル床シート



<主な使用部位と用途>

- ・防水性が高いことから水周りに多く使用されている
- ・住宅の場合は、合板等の木質系下地面に接着剤を用いて施工するのが一般的である

31. 石綿含有窯業系サイディング



<主な使用部位と用途>

- ・一般的には、外壁材として用いられる
- ### <特徴>
- ・防・耐火性能が高い、耐震性、耐久性が高く、壁体内通気がとり易いなどの特徴がある

<参考> アスベスト建材の使用部位例

37. 石綿含有住宅屋根用化粧用スレート



<主な使用部位と用途>

- ・ほとんどが屋根材として使用されているが、一部外壁に使用される場合もある

<特徴>

- ・セメントに補強材として石綿を混入し、平板状等に成形した屋根材である

39. 石綿セメント円筒



<主な使用部位と用途>

- ・換気用円筒材、煙突、雑排水管などに使用されている

4

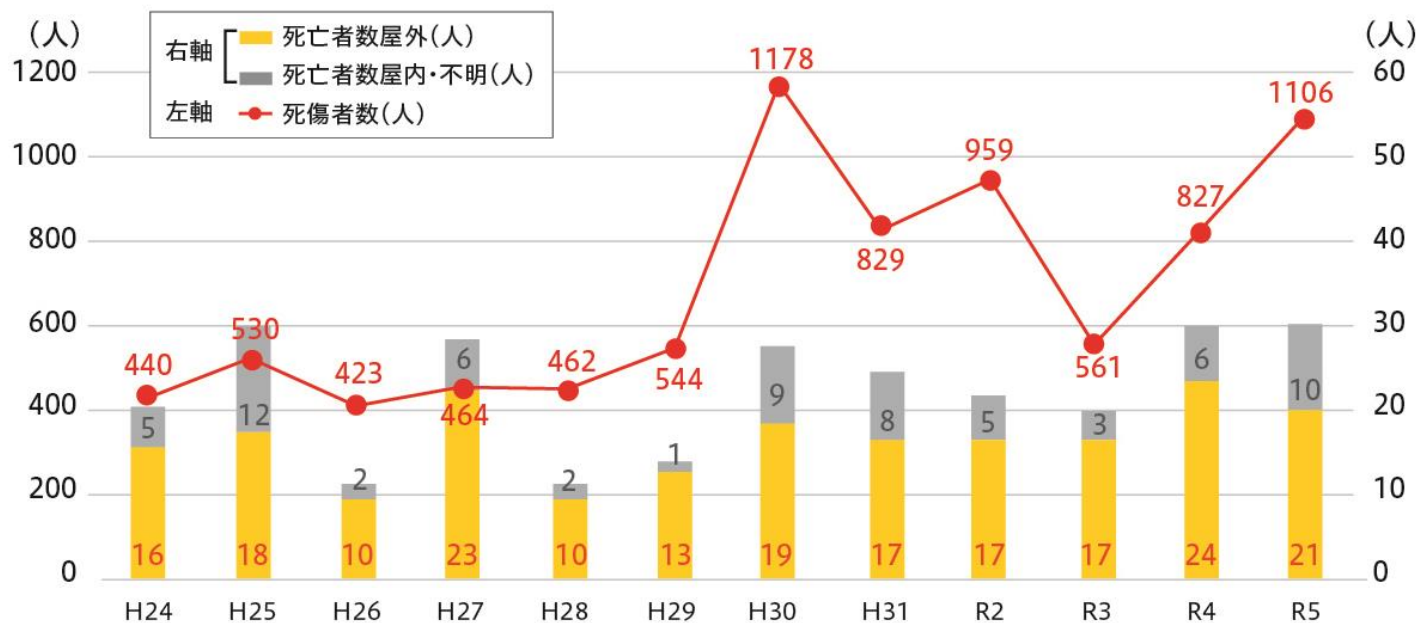
職場における熱中症対策の強化

ひと、くらし、みらいのために

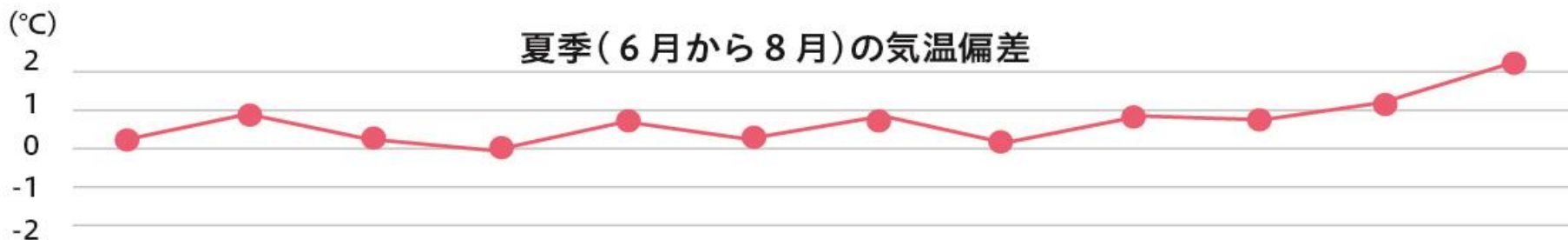


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と 熱中症の災害発生状況 (H24～)



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

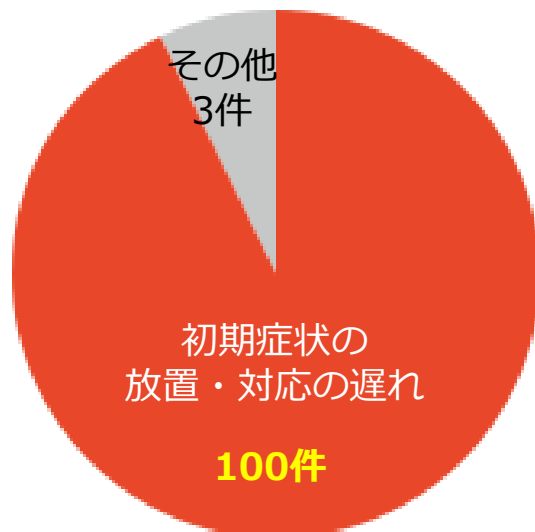
熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果

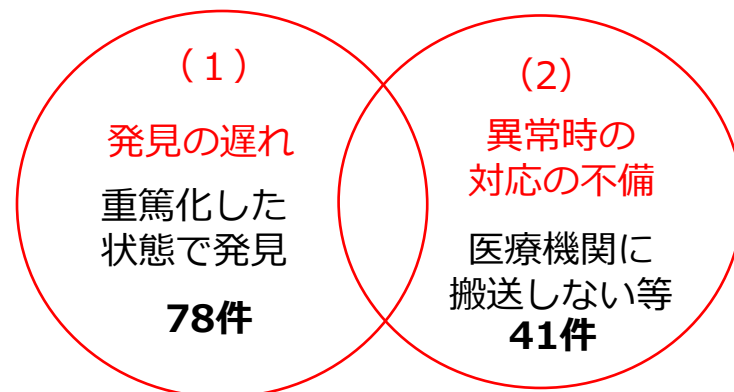


早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

100件の内容は以下のとおり



★重要★ 熱中症対策の強化

- 「WBGT値28度以上または気温31度以上の環境下で連続1時間以上または1日4時間を超えて行われることが見込まれる作業」が対象【業種や会社内外は関係なし】
- ・ 出張先、複数の場所で作業を行う場合、作業場所間の移動、臨時作業も含まれます。
- ・ 原則、作業前に作業場所のWBGT値または気温の測定を行ってください。
- ・ 作業に従事する人には同一の場所で作業する人がいればその作業者も含まれます。

1 報告体制の整備と周知

- ・ 熱中症の自覚症状がある作業者や熱中症のおそれがある作業者を見つけた人がその内容を報告させるための体制をあらかじめ会社ごとに整備し労働者への周知すること。
- ・ ①報告を受ける人、②報告する人の連絡先、③連絡方法を決めること。
- ・ 周知方法は、掲示板への掲示、メール、文書の配布、朝礼での口頭伝達等。必要に応じて複数の手段を組み合わせ使用すること。

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における
熱中症対策の
強化について

★重要★ 熱中症対策の強化

2 作業手順の作成と周知

①熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容、②①の実施に関する手順を決めること。

作業手順の作成に当たっては、フロー図や別添のリーフレットを参考にしてください。作業場所と作業内容の実態を踏まえて、会社独自の手順を定めることも可能です。

会社の緊急連絡網、搬送先の病院の連絡先（住所を含む。）を定めた場合は、併せて記載しましょう。

身体の冷却方法の例

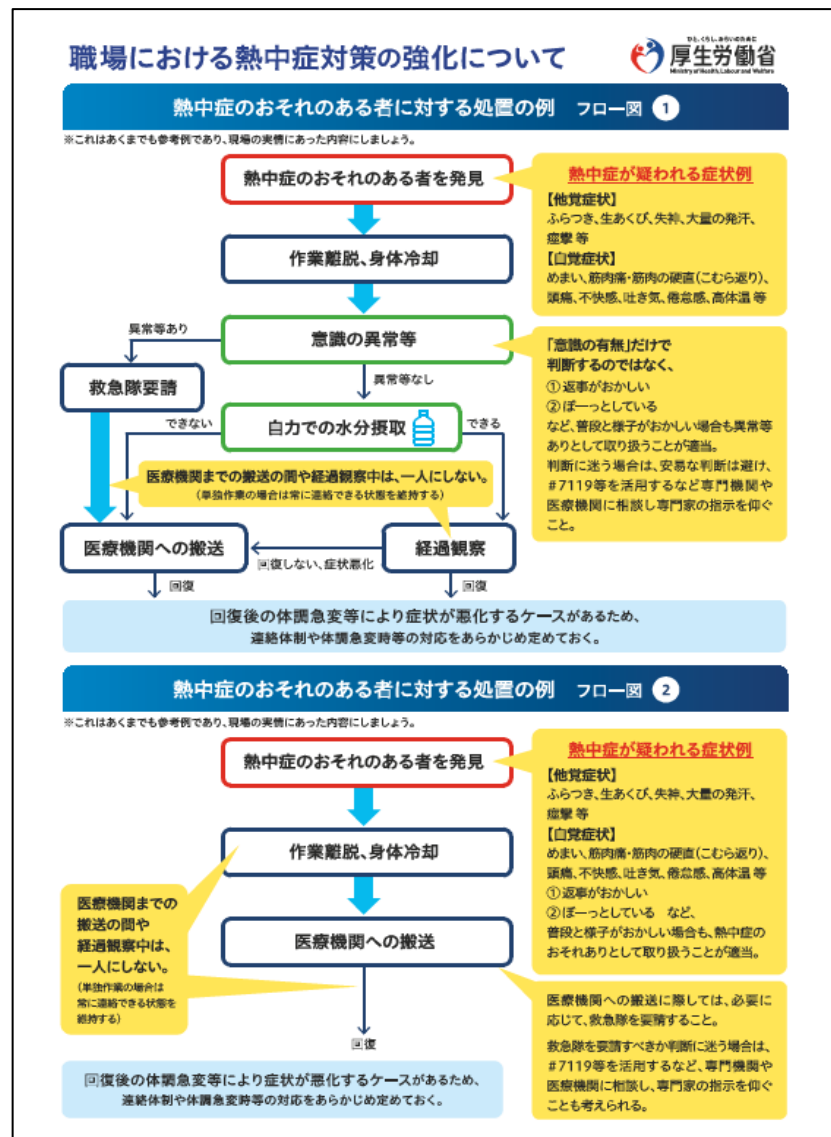
→作業着を脱がせて水を身体にかける、涼しい休憩所に避難させること、ミストファンを当てること、アイスラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等

施行日：令和7年6月1日

条文：労働安全衛生法第22条

（労働安全衛生規則第612条の2が新設）

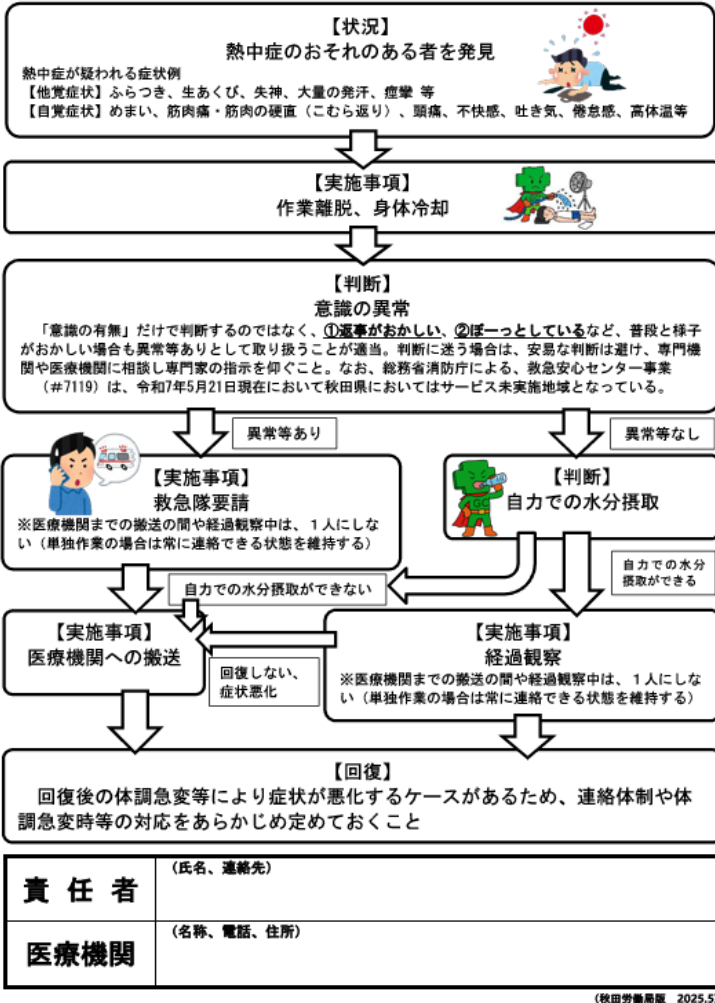
●リーフレットに記載されている#7119は秋田県内でサービスを行っていません。【注意】



★重要★ 熱中症対策の強化

熱中症による健康障害発生時の対応計画

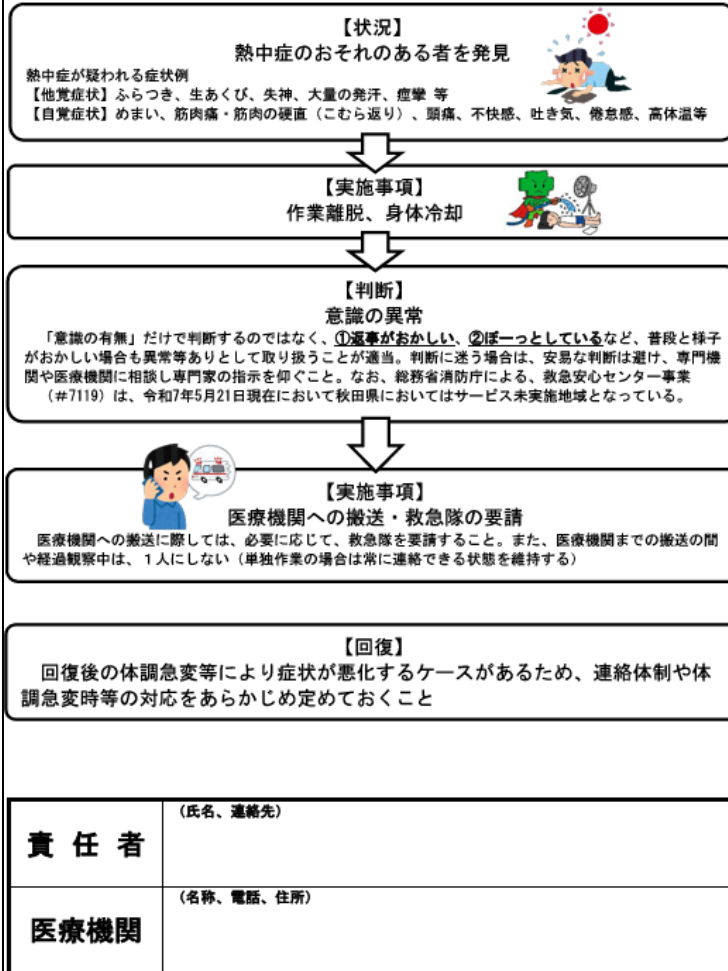
手順例①



(秋田労働局 2025.5)

熱中症による健康障害発生時の対応計画

手順例②



(秋田労働局 2025.5)

秋田労働局 熱中症



無料でダウンロードできて
すぐに使えるよ！

STOP！熱中症クールワークキャンペーン



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。

←キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）

- 令和7年の速報値では、全国で死亡災害を含む休業4日以上の熱中症による死傷者数は1,681人で、うち死亡者は15人となっています。業種別でみると、製造業が337人、建設業が278人の順で多くなっている。
- 死亡者数については、15人のうち建設業が5人と最も多く発生しており、次いで、警備業が2人となっている。
- 熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

例：WBGT指数計

➤ WBGT値の把握：

・作業場所のWBGT値の把握と低減措置を図るため、測定器を備え付けてリアルタイムに対応できるようにしましょう。 ※JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握



・環境省で作成している熱中症予防情報サイトも参考にしましょう。



※秋田県内の数値は実況推定値なので、作業場の条件によって数値が異なる場合があります。

熱中症
予防情報サイト



<http://www.wbgt.env.go.jp/>

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの
評価を行う暑さ指数のこと






WBGT基準値の活用方法

右の表に基づいて
身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること。
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること。
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること。

表 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

それでも基準値を超えてしまうときには

STEP2以降の熱中症予防対策

を行う。

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて対策を徹底

暑さ指数の低減

- ・屋外の作業場は、直射日光を遮る遮蔽物（簡易な屋根等）、ミストシャワーなど（※湿度の上昇に注意）
- ・屋内の作業場は、冷房、スポットクーラーなど

休憩場所の整備

- ・冷房の設置、スポーツドリンク、塩飴等の備付けなど

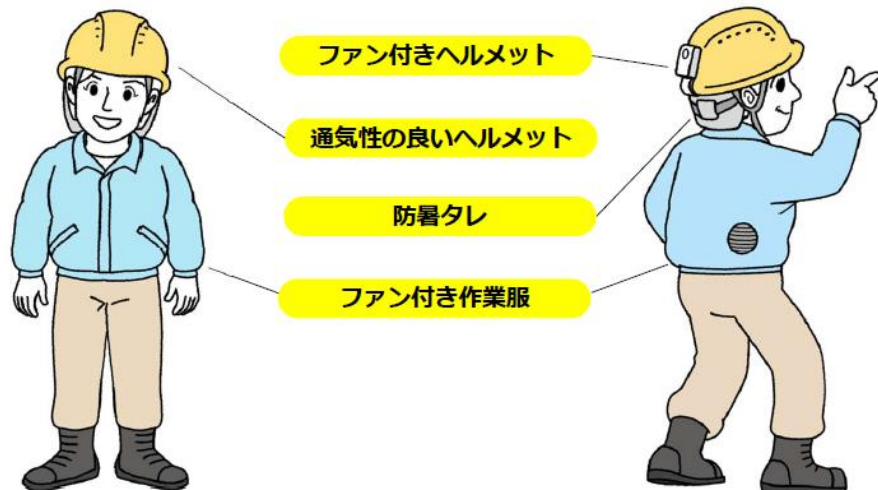


※「見える」安全活動コンクールより抜粋

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

➤ 服装

- ・ファン付き作業服、ヘルメット、冷感グッズなど



➤ 作業時間の短縮

- ・暑さ指数に応じて休憩時間を増やす、作業を一旦中止する

(参考) 休憩時間の目安：特段の熱中症予防対策を講じていない場合

WBGT基準値からの超過	休憩時間の目安(1時間当たり)
1℃程度超過	15分以上
2℃程度超過	30分以上
3℃程度超過	45分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

(出典) 米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の許容限界値を元に算出

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

暑熱順化への対応

- 熱に慣らすため、7日以上（できれば2週間）かけて作業時間の調整
特に気をつける必要がある人

⚠ 入職したての人



作業初日は
身体への負担が大きい

⚠ 長期休暇あけの人



数日間でも
暑い作業から離れると
慣れの効果はなくなる

暑熱順化トレーニング

歩く・走る

(帰宅時に一駅分歩くのもOK)

歩く目安
30分

走る目安
15分

頻度目安
週5回



自転車

運動目安
30分

頻度目安
週3回



※日常生活の中で無理のない範囲で汗をかくようにする。

適度な運動

(筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの)

運動目安
30分

頻度目安
週5回～毎日



入浴・サウナ

(お風呂はシャワーだけでなく、湯船につかる)

頻度目安
2日に1回



STOP！熱中症クールワークキャンペーン

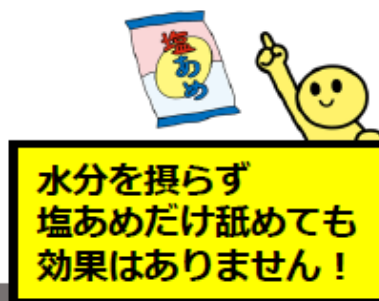
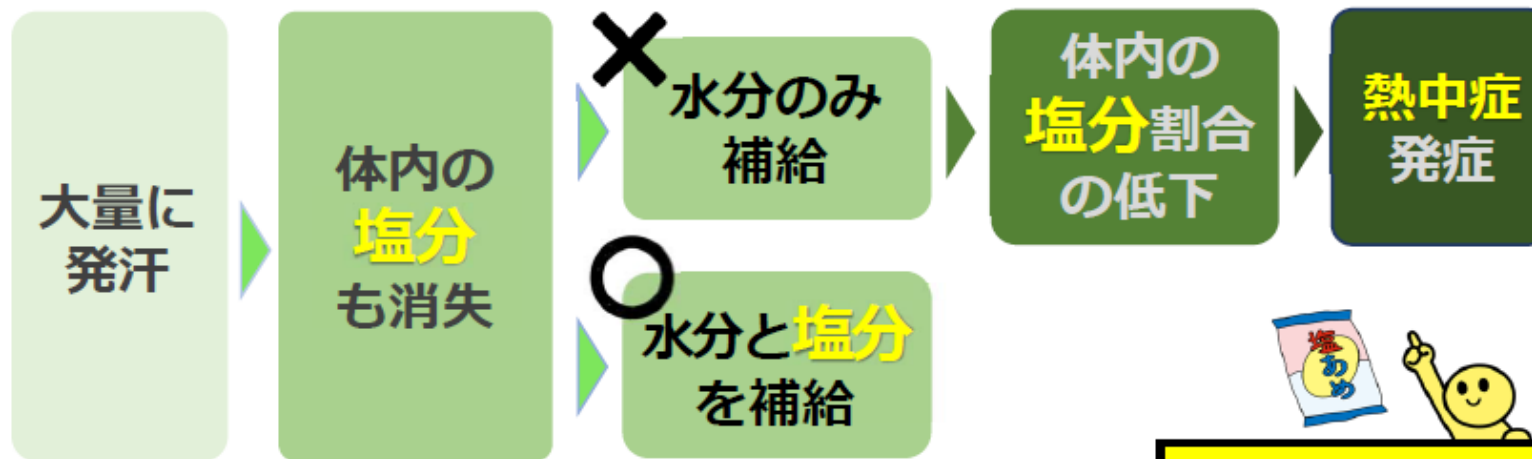
➤ 水分・塩分の摂取

・水分と塩分を定期的に摂取する（休憩時間だけでなく、作業中も摂取するようにしましょう。）



水分補給の注意点

⚠ 塩分を同時に補給する



スポーツ飲料、経口補水液を30分ごとに
コップ1杯（200ml）程度飲む

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ プレクーリング

- ・作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減。

例：冷房が効いた部屋での朝礼、休憩時に冷たいおしぼり等で体を拭く、アイススラリーを飲む。



▶ 健康診断結果に基づく対応

- ・以下の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮

①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢

▶ 日常の健康管理

・朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒は熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認する。



STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ 作業中の労働者の健康状態の確認

・巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等により単独作業を避け、労働者にお互いの状態を確認させましょう

▶ 異常時の措置

・少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず作業を中止し、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）。



あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

専門知識がないと
熱中症か判断できない

すぐに周囲の人や
現場管理者に申し出る

直ちに作業中止 ▶ 『119番』！

STOP！熱中症クールワークキャンペーン

▶ 緊急連絡体制の整備

- ・体調不良者がでた場合の緊急連絡体制を整え、万が一に対応できる訓練をしましょう。

熱中症応急手当カード

〈オモテ面〉

熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに **119** 番

救急車到着まで

作業着を脱がせ

水をかけ 全身を急速冷却



〈ウラ面〉

前日のチェック

- 仕事前日の飲酒は控えめに
- ぐっすり眠る
- 熱中症警戒アラート確認


仕事前のチェック

- よく眠れたか
- 食事をしたか
- 体調は良いか
- 二日酔いしていないか
- 熱中症警戒アラート確認

仕事中のチェック

- 単独作業を避け、声をかけ合う
- 監督者は現場パトロール
- 水分・塩分の補給
- こまめに休憩

詳しくはコチラ



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■パソコンからデータをダウンロードして印刷

(両面印刷用)



(A4／表裏10枚)

(片面印刷用)



(A4／表裏一体)

■スマホに画像データをダウンロード



<https://neccyusho.mhlw.go.jp/download/>

<参考> 熱中症予防のための資料

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業員向け
働く人の今すぐ使える **熱中症ガイド**

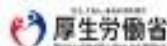


<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

職場における熱中症予防



働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド



目次

01 熱中症から命を守る	P4	05 熱中症の基礎知識	P56
1. 職場で熱中症になった人		1. 熱中症の原因と発生しやすい職場の条件	
2. いつもと違うと思ったら、熱中症を疑え		2. 暑さ指数 (WBGT)	
3. 熱中症の症状と重症度分類		3. 高齢者や持病がある作業員への配慮	
4. 現場で作業員が倒れたときの「命を救う行動」と「あやまっただ行動」		4. STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	
5. 熱中症「必至手帳」カード (特募用)		5. 多言語リーフレット	
		6. もっと詳しく知りたい方へ	
02 危ない状況と対策	P12	06 事業主、安全・衛生管理担当者の方へ	P63
1. 建設現場 (屋外) 編		1. 関係法令・関係法令・善処	
2. 製造現場 (屋内) 編		2. 補助金・助成金	
3. その他の現場 編		3. 講習会スライド/スライドショー動画	
03 予防法	P30	07 まとめ	P87
1. 3つの注意点 (前日/仕事前/仕事時)		1. 熱中症の見分け方と応急手帳	
2. 暑熱慣化 (暑さに慣れる)		2. 予防には「暑熱慣化」	
3. 休憩時間について		3. 水分補給と休憩	
4. 予防対策グッズの使用		4. 注意点	
04 取組例	P47		

5

労働者死傷病報告の電子申請等

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働者死傷病報告の改正及び電子申請の義務化

電子申請の方法

- ① e-Gov 電子申請 (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)
- ② **労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス**
(<https://www.chohyoshien.mhlw.go.jp/>)



労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービスとは？

- 入力支援サービスはガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請できます。
- 入寮した情報を端末に保存できるので作業の一時中断ができ、再申請の場合もデータの再利用ができます。

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が可能な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、④について該当するコードから選択できるようになり、⑤については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

① **事業の種類**
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

② **被災者の職種**
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者

③ **傷病名及び傷病部位**
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④ **災害発生状況及び原因**
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤ **国籍・地域及び在留資格**
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

労働者死傷病報告の改正及び電子申請の義務化

電子申請の事前準備

e-Govアカウント又はGビズIDを取得すること。 e-Govアカウントログイン

※MicrosoftやGoogleでもログイン可能！



電子申請を利用すると、

- ・ 監督署等へ行く手間が省ける
- ・ 時間や場所をえらばない
- ・ スマホやパソコンで手続き可能
- ・ 電子証明書等は不要

など、いろいろメリットがあるよ！

2025年1月1日より以下の手続きについて、
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



厚生労働省労働基準局
広報キャラクター たしかめたん